

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者自立支援給付等支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原本町は、障害者自立支援給付等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原本町長

公表日

令和8年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付等支給事務
②事務の概要	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「法」。)に基づき対象者に給付等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。</p> <p>1・法第20条の介護給付費、訓練等給付費等の支給申請の受理 2・法第19条、第21条、第22条、第29条、第30条の介護給付費、訓練等給付費等の支給決定 3・法第34条、第35条の特定障害者特別給付費等の支給 4・法第51条の6の地域相談支援給付費等の支給申請の受理 5・法第51条の5、第51条の7の地域相談支援給付費等の支給決定 6・法第51条の17、第51条の18の計画相談支援給付費等の支給申請の受理 7・法第51条の13、第51条の16の計画相談支援給付費等の支給 8・法第70条、第71条の療養介護医療費等の支給 9・法第76条の2の高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理 10・法第24条の介護給付費、訓練等給付費等の支給決定の変更申請の受理 11・法第19条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条の介護給付費、訓練等給付費等の支給決定の変更の決定 12・法第51条の9の地域相談支援給付費等の支給決定の変更の申請の受理 13・法第51条の7、第51条の9の地域相談支援給付費等の支給決定の変更の決定 14・法第21条の障害支援区分の認定 15・法第21条、第24条第4項、第5項の障害支援区分の変更の認定 16・法第58条の自立支援医療費(育成・更生・精神通院医療)の支給申請の受理 17・法第58条の自立支援医療費(育成・更生医療・精神通院医療)の支給 18・田原本町精神障害者医療費助成事業実施要綱に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担額の助成 19・田原本町精神障害者医療費助成事業(一般)実施要綱に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担額の助成 20・田原本町精神障害者医療費助成事業(後期高齢者)実施要綱に基づく自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担額の助成 21・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第19条第8号、同号に基づく主務省令第2条の表に規定する情報提供及び情報照会</p>
③システムの名称	障害者福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、統合宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者自立支援給付等支給関係情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表の117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>情報提供・・・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項 情報照会・・・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原本町 総務課 法務文書係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2108
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原本町 健康福祉課 障害福祉係 〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1 電話番号 0744-34-2090
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人で二重三重の点検を行っているため。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保管場所の施錠を徹底しているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	秘書広報課 広報統計係	広報課 情報発信係	事後	機構改革による
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署所属長	健康福祉課長 三浦 明	健康福祉課長 松原 伸好	事後	人事異動による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	広報課 情報発信係	総務課 法務文書係	事後	機構改革による
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	0744-34-2069	0744-34-2073	事後	機構改革による
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署所属長	健康福祉課長 松原 伸好	健康福祉課長 工藤 華代	事後	人事異動による
平成30年7月6日	評価実施機関における担当部署所属長	健康福祉課長 工藤 華代	健康福祉課長	事後	様式改正
令和3年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求連絡先	電話番号 0744-34-2073	電話番号 0744-34-2114	事後	執務室の移動による
令和3年6月1日	しきい値判断項目、対象人数・取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年11月20日時点	令和3年6月1日時点	事後	計数の再確認による
令和4年4月1日	評価実施機関における担当部署	住民福祉部健康福祉課	健康福祉部健康福祉課	事後	機構改革による
令和4年6月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務、事務の概要	第19第7号	第19条第8号	事後	
令和4年6月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携、法令上の根拠	第19条第7号	第19条第8号	事後	
令和4年6月1日	しきい値判断項目、対象人数・取扱者数、いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	計数の再確認による
令和5年6月1日	しきい値判断項目、対象人数・取扱者数、いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	計数の再確認による
令和6年7月10日	個人番号の利用・法令上根拠	1.番号法第9条第1項、別表第一の第84項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条	番号法第9条第1項および別表の117の項	事後	法令改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月10日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携、法令上の根拠	<p>情報提供</p> <p>1・番号法第19条第8号、別表第二の第16項、26項、56の2項、57項、87項、116項</p> <p>2・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、19条、30条、31条、44条</p> <p>情報照会</p> <p>1・番号法第19条第8号、別表第二の108項、109項、110項</p> <p>2・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条</p>	<p>情報提供・・・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項</p> <p>情報照会・・・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項</p>	事後	法令改正による
令和6年7月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務、事務の概要	21・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第19条第8号、別表第2に規定する情報提供及び情報照会	21・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第19条第8号、同号に基づく主務省令第2条の表に規定する情報提供及び情報照会	事後	法令改正による
令和6年7月10日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	電話番号 0744-34-2114	電話番号 0744-34-2108	事後	電話番号の変更による
令和6年7月10日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	計数の再確認による
令和7年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部健康福祉課	住民福祉部健康福祉課	事後	機構改革による
令和7年8月13日	しきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	計数の再確認による
令和7年8月13日	③システムの名称	障害者自立支援給付等支給関係システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障害者福祉システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、統合宛名管理システム、中間サーバー	事前	